

びわこ成蹊スポーツ大学と彦根市との連携および協力に関する協定書

びわこ成蹊スポーツ大学(以下「甲」という。)と彦根市(以下「乙」という。)とは、包括的な連携および協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、スポーツ振興、教育、まちづくり等の分野において、甲と乙とが密接に連携し、相互に協力を行う体制の充実に図り、もって甲および乙の発展ならびに地域社会の活性化および人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等に関する事項について連携し、相互に協力する。

- (1) スポーツ文化の普及および振興に関する事業
- (2) 競技力の向上に関する事業
- (3) 健康の増進および体力の向上に関する事業
- (4) 子どもおよび青少年の教育および健全育成に関する事業
- (5) 地域の活性化および地域への若者の定着に関する事業
- (6) その他甲と乙とが協議し、必要と認める事業

(推進体制)

第3条 甲および乙は、前条に規定する事項について、連携および協力を推進し、定期的な検証を実施するため、必要な会議を開催する。

(守秘義務)

第4条 甲および乙は、この協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、第三者に漏えいし、または開示してはならない。ただし、事前に甲と乙とが合意した場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲または乙からこの協定の改廃の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書を2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年6月2日

甲 大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学
学長

嘉田由紀子

乙 彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長

大久保 貴